

# 特例貸し付け 3割返済不能

## コロナ困窮世帯向け 79万件免除申請

新型コロナウイルスの影響で困窮した世帯に政府が無利子・保証人なしでお金を貸した「特例貸し付け」。返済できずに免除を求める申請が、判定の締め切りを今年度中に迎える貸付総数の3割超の79万1千件余りにのぼることがわかった。このうち少なくとも約31万5千件（総額約1047億円）で免除が決定。自己破産も7500件以上確認されており、返済が本格化する

### 特例貸し付けと返済免除の条件

**特例貸し付けの条件**  
収入が減ったことがわかる書類の提出のみ。一時は最大200万円まで

**特例貸し付けを受けた人**  
約335万件  
約1兆4268億円  
(10月1日現在)

返済免除の条件は…  
借りた人と世帯主が住民税非課税  
申請が必要

返済できず免除申請  
約79.1万件

免除が決定  
少なくとも31.5万件  
総額約1047億円

自己破産7500件以上

れば、生活に行き詰まる人が増える恐れが出てきた。  
▼2面よりよめる自己破産

朝日新聞が9、10月、貸し付けを実施した全国47都道府県の社会福祉協議会に

アンケートを実施し、すべてから回答を得た。

特例貸し付けは2020年3月に始まった。従来の困窮者向けの貸し付けより迅速にお金を届けるため、収入が減ったことがわかる書類の提出のみで貸し付けを実施。一時は最大200万円まで借りることができた。受け付けは今年9月末で終わり、貸付総数は約335万件、総額は約1兆4268億円となっている。

この返済が来年1月から始まる。政府はこれまで返済の開始時期を延ばしてきたが同月以降、借り入れた人に対し、貸付時期に応じて順次、返済を求めていく。ただ、生活が苦しい人は返済が免除される。対象は、借りた人と世帯主が住

民税非課税の場合など。返済免除には申請が必要で、多くの社協は今夏までに案内を送付。免除申請の締め切りを8月末などとした。

今回のアンケートは主に免除申請の状況を尋ねた。申請期限前や集計途中の場合には可能な限り最新の数字を答えてもらった。その結果、今年度中に免除にあたるかを判定する貸付総数約257万6千件（総額約7920億円）のうち、3割超の約79万1千件で返済免除を求める申請が出ていた。免除申請は青森県や和歌山県で45%を超すなど半数近くにおよぶ地域もあった。手続きをしていない人も多くいるとみられ、免除はさらに膨らむ可能性がある。自己破産となったケースも社協が把握しているだけで7500件以上あると判明。これと別に東京都では1247人が破産手続きを開始していた。（編集委員・清川卓史、中村雄三郎、石川友恵）

# 迫る返済 よぎる自己破産

## ひとり親や非正規免除に漏れ苦境

特別貸し付けの緊急措置に救われた人が少なくない一方、多額の借金の返済に行き詰まる人が出始めている。特に深刻な状況に追い込まれているのが、昔り苦りの生活を送ってきたが返済が免除される住民税非課税の対象から漏れてしまった人々だ。▼一面参照

「住民税」非課税にはならないけれど、生活が苦しい。返済免除にならないで済むか」

埼玉県の50代女性Aは、社会福祉協議会が設けた特別貸し付けのコールセンターに電話をかけ、そう訴えた。今年の春のことだ。

だが電話口の担当者からは、国が決めた基準なので非課税でない免除は難しい、と説明され、返済が始まる（来年1月以降）に生活が苦しくなったらまた相談を、と返された。

コールセンターなど派遣やアルバイトの仕事をかけ持っていて暮らしてきた。コロナ禍で職を失ったとき、命綱となったのが特別貸し付けだった。緊急小口資金、総合支援資金合わせて110万円を借りた。

いまも収入は不安定だ。よいと喜ばずは月収20万円を超すが、予期せぬ遅い止めなど月12万、13万円に落ち込む時もある。

一人暮らしの家賃は月6万円ほど。カード会社への過去の滞納分の返済が毎月

4万5千円、国民健康保険料や住民税の滞納分の支払いが月2万5千円ある。部屋の更新料約7万円の支払い、給料を前借りしてのいた。ここに来年1月から月1万円を超す特別貸し付けの返済が加わる。

「生活苦はひどくなるばかりで、不安です。がんばって返したいが、いつか自己破産するのかもしれない」と、職歴からいわれる。国や自治体の困難者支援策である非課税世帯に「



埼玉県社会福祉協議会から届いた返済免除についての「お知らせ」。借り入れた50代の女性は「何年度でも対象外でした」と涙を流した。11月9日、同県内

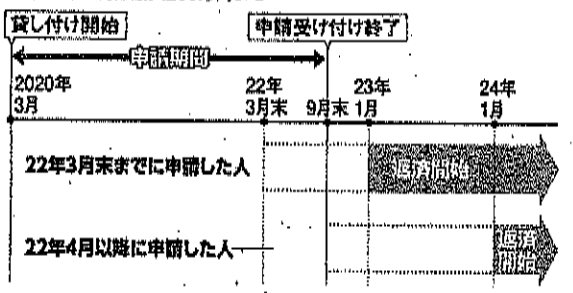
### 特別貸し付けの流れ

- [1]緊急小口資金 20万円
- [2]総合支援資金 60万円(初回)

新型コロナウイルスの影響で生計の維持が困難

- 60万円(延長貸し付け)
- 60万円(再貸し付け)

借り入れた金額は時期によって異なる。一時は最大200万円まで



女性は今、看護学生として学校に通う。社協の職員のアドバイスは、日本学生支援機構の有利子の奨学金を借入金返済のために利用できないか、という提案だった。看護学校に相談したが、奨学金の受付期限は過ぎていた。

昨年、夫のDV(家庭内暴力)が原因で離婚した。暴力から逃れるために子どもを連れて転居したが、勤務先は遠くなり、仕事も辞めざるを得なくなった。

看護学校に通うのは、離婚後の苦しい時期、行政で働く社会福祉士に救われたのがきっかけだ。将来、自立して社会貢献したいと、

## 支援なのに貸し付け疑問も

日本弁護士連合会は10月6日、会長声明を公表。「もともと生活に困窮した世帯にとっては、多額の債務の長期にわたる返済自体が生計破綻の引き金となる危険が高い」とし、「償還免除の範囲を抜本的に拡大すべし」と政府に求めた。

「コロナ禍の困難者支援を『貸付』で行うという制度設計自体に問題があった」と指摘し、「自己破産など債務整理を必要とする人への支援強化も訴えた。特別貸し付けを実施する

看護士を目指すことになった。ただ、複数の子どもを抱え、家計に余裕はない。受験生の子どもには10月で塾をやめてもらった。

昨年までは働いていて収入があったため、今年も税金も払っている。今は給料がなくても、返済免除から対応はついて、償還を先延ばしするのはなく、生活再建に向けた償還免除条件を拡大するよう求めている。

「返済は貸し付けが優先されるなか、借りる人の生活状況がほとんどつかめていない。困窮する方々が最大200万円の負債を抱えることで、生活再建がえって難しくなる恐れがある」と指摘する。

(編集委員・清川真史)

宮本太郎・中央大教授(福祉政策、福祉政策論)の語、特別貸し付けによって、これまで見えてこなかった「新しい生活困難層」が浮き彫りになった。コロナ禍で特にひとり親、非正規雇用、フリーランスといった人たちが厳しい状況に陥った。生活保護など福祉の支援が届かず、頼みの綱として利用できたのが「特別貸し付け」だった。

迅速に対応した点でこの制度はよかったと思うが、現場はこれまで実施してきた自立に向けた相談支援や返済計画などの相談ができず、苦しんでいる。そして膨らみつつある新しい生活困難者層には「原則借金」という仕組みしか、支援の手段がなかった。

## 新しい生活困難層 浮き彫り

返済が来年1月から始まるが、新たな支援をスタートするタイミングとして位置づけられるべきだ。住民税非課税世帯は免除になるが、「よかつた」というわけではない。現役世代で住民税非課税であれば、生活保護の水増しを以下で暮らしている人も多い。支援をどうするか新たな課題だ。

社会福祉協議会だけでなく、福祉事務所やNPOなどが連携することが大切だ。返済が難しい人には家計を改善するための支援のほか、ハローワークの求人票をみて仕事を探すような従来型の就労支援ではなく、一人一人の状況や希望に応じて仕事を紹介してあげるような支援も必要になる。

(編集委員・石川真史)

社協側からも声があがる。全国社会福祉協議会(全社協)は7月、コロナ禍に加えて物価高騰も続く現状をふまえ、返済免除拡大についての要望を当時の後藤茂之・厚生労働相に提出した。返済困難な人への対応に際して、償還を先延ばしするのはなく、生活再建に向けた償還免除条件を拡大するよう求めている。

全社協の生活福祉資金貸付事業支援室の伊藤浩司室長は「迅速な貸し付けが優先されるなか、借りる人の生活状況がほとんどつかめていない。困窮する方々が最大200万円の負債を抱えることで、生活再建がえって難しくなる恐れがある」と指摘する。

(編集委員・清川真史)